

【審査・リコール課個別業務システム】 <申請者用>

## 暫定運用説明資料

---

国土交通省 物流・自動車局

審査・リコール課

令和7年1月

## 目 次

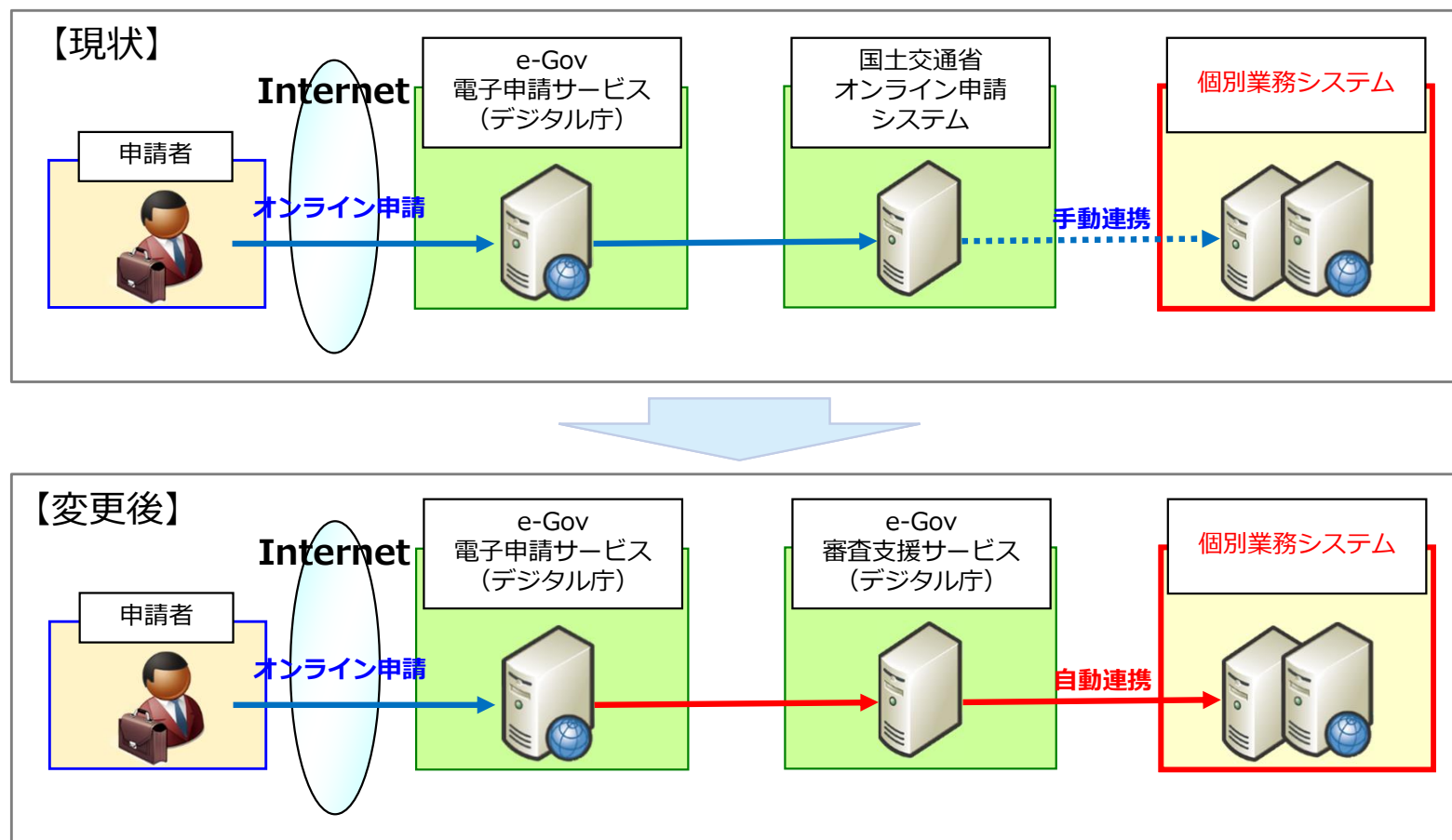
1. はじめに	<u>3</u>
2. 連携システムの変更	<u>4</u>
3. システム変更点①	<u>5</u>
4. システム変更点②	<u>6</u>
5. システム切替スケジュール	<u>11</u>
6. 暫定運用①	<u>12</u>
7. 暫定運用②	<u>13</u>

## 1. はじめに

本資料では、電子申請された申請情報を連携するシステムの変更に伴い発生する変更点、及びシステム切り替え時の暫定運用期間における、運用方法について説明する。

## 2. 連携システムの変更

現在、e-Gov電子申請サービスより申請された情報は、国土交通省オンライン申請システムを経由し、審査・リコール課個別業務システム（以下、個別業務システムとする。）に連携されている。国土交通省オンライン申請システムとの連携が、令和7年2月中旬に停止されることから、現在、新たに審査支援サービスと連携し、申請情報の取込を実現するため、システム改修を実施している。



### 3. システム変更点①


#### ◆e-Gov到達番号の番号体系

連携システムの変更に伴い、e-Gov到達番号は、現在の「数字16桁」から、以下の形式の通り「18桁」となる。

「年月日時分秒ミリ秒（YYYYMMDDHHmmssSSS）17桁+“e”」例：20250201101010123e

そのため、電子申請サービス上に表示される「到達番号」は上記形式での表示に変更となる。

#### 【電子申請サービスの例】



The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top, there are navigation tabs: マイページ, 手続検索, 手続ブックマーク, 申請案件一覧, メッセージ, and 基本情報管理. Below these are four notification boxes: 申請案件に関する通知 (0件), 手続に関するご案内 (0件), 公文書 (0件), and 電子送達 (0件). The '手続ブックマーク' section contains a message: 「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます. The '直近の案件' section displays a table of recent cases. The '到達番号' column in this table is highlighted with a red box, showing examples like 20241223145745251e.

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
到達	20241223145745251e		氏 名	保安基準の緩和の個別認定／電子...	2024年12月23日
到達	20241223145455216e		氏 名	輸入自動車特別取扱届出済書返納...	2024年12月23日
手続終了	20241220160149786e		氏 名	保安基準の緩和の個別認定／電子...	2024年12月20日

## 4. システム変更点②

### ◆申請・届出様式の変更

新たに連携する審査支援サービスの制約により、申請・届出様式について、以下の変更が発生する。

< 1 > 項目数が多い様式の様式分割

< 2 > 同一様式の複数初期表示及び [続紙追加] ボタンの廃止

※現状の申請書作成支援ツール（Excel形式）については使用不可となる。（改修予定は未定）

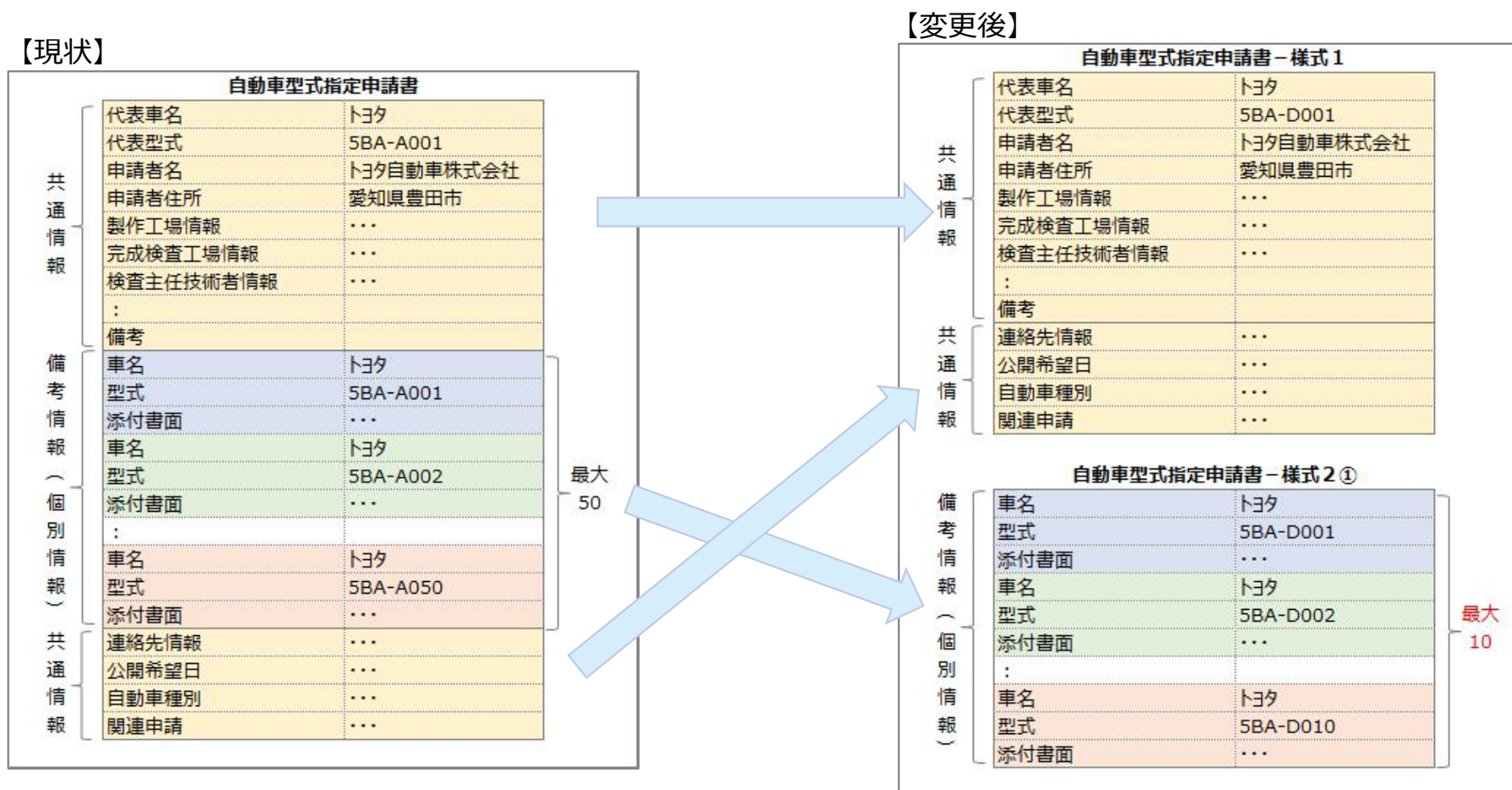
## 4. システム変更点②

### ◆申請・届出様式の変更

#### < 1 > 項目数が多い様式の様式分割

項目数が多い様式については、共通情報と備考情報（個別情報）に様式を分割する。

以下に、自動車型式指定申請書の様式分割イメージを示す。



## 4. システム変更点②

### ◆申請・届出様式の変更

#### < 2 > 同一様式の複数初期表示及び「続紙追加」ボタンの廃止

様式分割に伴い、備考情報（個別情報）の様式については、最大数分の同一様式を、複数初期表示する<sup>\*1</sup>とともに、「続紙追加」ボタン<sup>\*2</sup>は廃止する。

以下に、自動車型式指定申請書の電子申請画面を示す。

【現状】

申請する様式一覧

続紙追加 プレビュー

**必須**  
道路運送車両法自動車型式指定申請書

第一号様式（自動車型式指定申請書）（第三条関係）

自動車検査登録印紙

受付番号 受付年月日

自動車型式指定申請書

国土交通大臣 殿

令和 年 月 日

車両及び型式 車名 型式

車台の名称及び型式 名称 型式

車体の名称及び型式 名称 型式

申請者の氏名又は名称及び印並びに住所 氏名又は名称 代表者役職 代表者氏名 郵便番号 住所

【変更後】

申請する様式一覧

**\*2** プレビュー

**必須**  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式1

**必須**  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

任意  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

任意  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

任意  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

任意  
道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

**\*1**

第一号様式（自動車型式指定申請書）（第三条関係）

自動車検査登録印紙

受付番号 受付年月日

自動車型式指定申請書

国土交通大臣 殿

令和 年 月 日

車両及び型式 車名 型式

車台の名称及び型式 名称 型式

車体の名称及び型式 名称 型式

申請者の氏名又は名称及び印並びに住所 氏名又は名称 代表者役職 代表者氏名 郵便番号 住所

申請者の氏名又は名称 氏名又は名称



## 4. システム変更点②

### ◆申請・届出様式の変更

< 2 > 同一様式の複数初期表示及び「続紙追加」ボタンの廃止

様式分割により、共通情報<sup>\*1</sup>と備考情報（個別情報）<sup>\*2</sup>を入力する画面は、それぞれ別タブで表示される。

以下に、自動車型式指定申請書の電子申請画面を示す。

**\*1** [プレビュー](#)

第一号様式(自動車型式指定申請書)(第三条関係)

自動車検査登録印紙

受付番号	受付年月日

自動車型式指定申請書

国土交通大臣 殿  
令和 年 月 日

車両及び型式	車名	型式
車台の名称及び型式	名称	型式
車体の名称及び型式	名称	型式
申請者の氏名又は名称及び印並びに住所	氏名又は名称	代表者役職
	代表者氏名	郵便番号
	住所	

申請者の氏名又は名称 氏名又は名称

**\*2** [プレビュー](#)

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式1

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

道路運送車両法自動車型式指定申請書\_様式2

車名																															
型式																															
添付書面	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	56				

車名																															
型式																															
添付書面	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	56				

車名																															
型式																															
添付書面	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	56				

車名																															
型式																															
添付書面	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	56				

## 4. システム変更点②

### ◆申請・届出様式の変更

#### <2> 同一様式の複数初期表示及び [続紙追加] ボタンの廃止

様式分割される申請・届出書について、1様式に入力可能な備考情報（個別情報）数及び同一様式の複数表示数を、以下の表<sup>\*1\*</sup><sup>\*2</sup>に示す。（一部の様式については、様式分割はされないものの、1様式に入力可能な備考情報（個別情報）が変更<sup>\*3</sup>となる。）

【認証関連】<sup>\*1</sup>

業務	申請書	変更後の備考情報（個別情報）様式		
		1様式 入力可能数	同一様式 複数表示数	1申請での 最大入力可能数
自動車型式指定	指定	10	5	50
	既指定	15	4	60
	変更届出	10	5	50
	軽微変更	15	5	75
共通構造部型式指定	指定	10	15	150
	既指定	8	15	120
	変更届	7	29	203
	廃止	50	5	250
装置型式指定	指定	32	2	64
	既指定	15	4	60
	変更届	12	5	60
検査対象外	変更承認	8	2	16
	変更届出	10	2	20
新型自動車	届出	20	1	20
	変更届出	10	1	10
輸入自動車	変更届出	10	2	20

【リコール関連】<sup>\*2</sup>

届出書	変更後の備考情報（個別情報）様式		
	1様式 入力可能数	同一様式 複数表示数	1申請での 最大入力可能数
リコール届出書（自動車）	20	10	200
改善対策届出書	20	10	200
サービスクャンペーン通知書 （自動車）	20	10	200

【様式分割されないものの、入力可能数に変更がある様式】<sup>\*3</sup>

業務	申請書	現状の 入力可能数	変更後の 入力可能数
打刻	届出	50	14
	変更・廃止届	50	14
検査対象外	廃止届出	30	10
低排出ガス車認定	申請書	50	14

※上記に記載のない申請・届出書については、様式分割及び1様式に入力可能な備考情報（個別情報）数に変更はない。（入力画面イメージの変更はあり。）

## 5. システム切替スケジュール

現在の国土交通省オンライン申請システムとの連携は、令和7年2月14日に終了となる。（現在の様式による電子申請も同時期に終了となる。）

令和7年2月15日より、審査支援サービスの運用が開始（新たな電子申請様式による申請も開始）となる一方、個別業務システムの改修は令和7年7月末まで継続（7月末にリリース）となることから、**令和7年2月15日から7月31日については、暫定運用期間**として、次頁以降に示す運用を実施する必要がある。（令和7年8月から本格運用となる。）



## 6. 暫定運用①

### ◆電子申請の窓口登録

暫定運用期間において、新たに電子申請された申請情報（新しい様式で電子申請された申請情報）については、個別業務システムの改修が完了していないことから、自動連携することができないため、審査・リコール課担当者及び運輸局担当者が、窓口登録によりシステム登録を実施する。

[対象]

令和7年2月15日から7月31日までに電子申請された申請全て（運輸局宛の申請も同様）

[運用方法]

審査・リコール課担当者及び運輸局担当者は、審査支援サービスより、電子申請内容を確認の上、個別業務システムの各申請・届出書の窓口登録により申請情報を登録する。添付書面が添付されている場合には、添付書面管理より登録する。

その後、運用・保守事業者に該当情報を通知の上、個別業務システム上、「窓口申請」から「電子申請」に変更する。

※申請者側の対応不要

## 7. 暫定運用②

### ◆e-Gov到達番号の16桁運用

暫定運用期間において、個別業務システムの改修が完了していないことから、新たなe-Gov到達番号の形式「18桁」で登録・管理することができないため、一時的に、現行同様「16桁」で管理・運用する必要がある。

#### [対象]

令和7年2月15日から7月31日までに電子申請された申請全て（運輸局宛の申請も同様）

#### [対処]

個別業務システム上、「窓口申請」から「電子申請」に変更する際に、e-Gov到達番号の下2桁を切り捨て、「16桁」として登録する。

- ・電子申請サービス上のe-Gov到達番号：20250201101010123e （18桁）
- ・個別業務システム上のe-Gov到達番号：2025020110101012 （16桁）

\* 下2桁は、固定値の“e”と“1/1000秒”であるため、申請を一意に特定可能本格運用開始時（令和7年8月）に、電子申請サービスと同様の18桁に変更する。

※e-Gov到達番号の16桁運用に関し、特に留意する点について、次頁以降に示す。

## 7. 暫定運用②

### ◆e-Gov到達番号の16桁運用

#### <1> メール出力

受付メール及び決裁メールに出力される到達番号については、暫定運用期間中において、個別業務システムで管理されている「16桁」での出力となる。電子申請サービス上は、「18桁」表示となるため、読み替えが必要となる。

#### <2> 添付書面の自動引当ファイル作成

暫定運用期間中に作成する自動引当ファイルの到達番号については、個別業務システムで管理されている「16桁」を設定する。ただし、本格運用開始後に提出する自動引当ファイルについては、個別業務システム上も「18桁」に変更しているため、「18桁」を設定する。

	令和7年								
	1	2	3	4	5	6	7	8	
電子申請サービス上の到達番号		18桁表示							
受付及び決裁メールの到達番号*1		16桁出力						18桁出力	
自動引当ファイルの到達番号*2		16桁設定						18桁設定	

\*1\*2：上記はいずれも、「令和7年2月15日から7月31日まで」に電子申請された申請が対象

## 7. 暫定運用②

### ◆e-Gov到達番号の16桁運用

#### <1> メール出力：補足

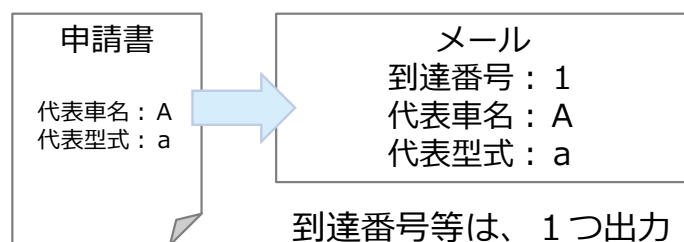
受付メール及び決裁メールについては、以下の通り、現行と出力単位が異なる。これは、暫定運用期間だけでなく、本格運用開始後も同様となる。

現状：申請・届出書単位で到達番号を出力（続紙追加を追加した場合、その単位で出力）

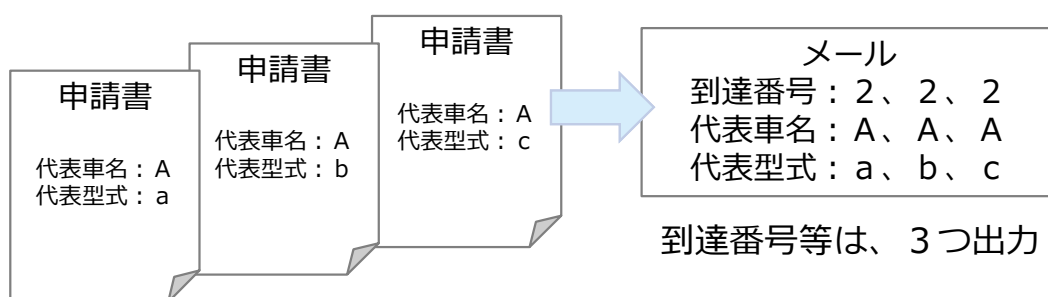
変更後：備考情報（個別情報）50単位で到達番号を出力（個別業務システムの管理単位に依存）

#### 【現状】

申請書 1（続紙追加ボタンによる追加なし）

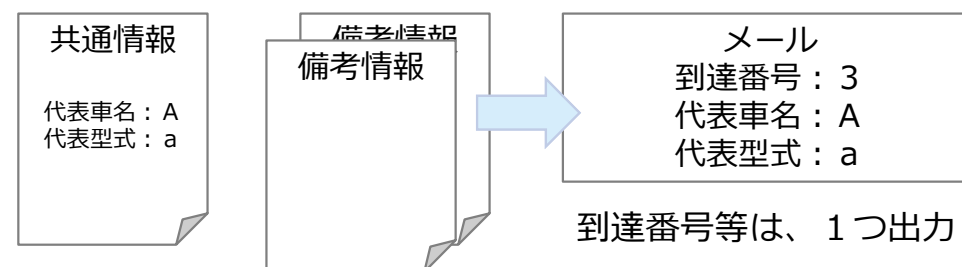


申請書 3（続紙追加ボタンにより2つ追加）

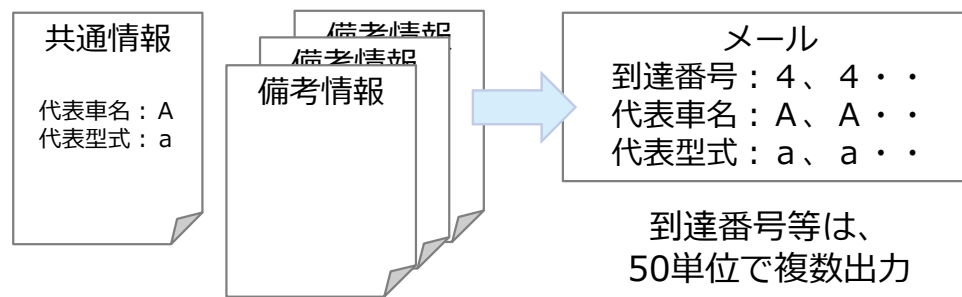


#### 【変更後】

共通情報 1、備考情報50以下



共通情報 1、備考情報50超



本日の説明会は終了いたしました。  
後日、本会議の録画を配布する予定です。  
途中参加の方はそちらをご視聴ください。